

亀岡市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年1月31日

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 富谷 加都子

- 1 監査の種類
令和3年度随時監査
- 2 監査の対象
亀岡財産区、東別院財産区、蕨田野財産区に係る令和3年度の財務に関する事務の執行について
- 3 監査の着眼点
財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか
- 4 監査の主な実施内容
監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係職員への聴取を行った。
- 5 監査の実施場所及び日程
 - (1) 監査の実施場所 監査委員室
 - (2) 監査の日程
監査の期間 令和3年12月1日から令和4年1月24日まで
ヒアリング実施日 令和3年12月24日
- 6 監査の結果
以下の各財産区に係る令和3年9月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。
監査の結果は、概ね適正であると認められたが、一部に次のような事項が

見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 亀岡財産区

ア 除伐間伐等業務については、平成17年度に業務委託契約（単価契約）を締結し、以降同一の業者に業務を委託している。

(ア) 契約を締結するにあたり、業者の選定理由や委託費用の積算などを文書で残していなかったため、適正な事務処理が行われているか客観的な判断ができなかった。

適正な手続きを行っていることを証明するため、今後は文書で残されたい。

(イ) 業務完了後の履行確認については、作業日報、作業者の出勤記録票、財産区管理会の委員による現地確認などにより検査を行い、検査調書を作成していた。ただし、一部を除き作業の記録写真が残されていなかったため、業務が確実に行われたという客観的な証拠が十分そろっているとは言い難い状況であった。

今後は業者に作業写真の提出を求め、業務実施の証拠として保管されたい。

(ウ) 長年にわたり同一の業者に業務を委託しており、競争性が確保されていなかった。

地方公共団体の業者選定は競争による手続きを原則としている。また、受注機会均等の観点から業者の固定化は避けるべきである。

次年度は他の業者を参入させることができないか検討されたい。

イ 土地（上矢田町中山の一部）貸付収入において、契約書を作成していなかった。

契約書を作成することで、権利義務、リスクの分担などについて、相手方と認識を一致させ、合意した内容を明確にすることができる。また、万が一相手方とトラブルになった場合、重要な証拠とすることができる。

今後は契約書を作成されたい。

(2) 東別院財産区

特に指摘する事項はなかった。

(3) 蕨田野財産区

特に指摘する事項はなかった。

以上が財産区における令和3年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

地方自治法には、財産区は特別地方公共団体であり、この法律の定めるところにより事務を処理し、また、法令に違反して事務を処理してはならないと定められている。

財産区の運営は市と財産区管理会が担っているが、財産区管理会が行う事務にも法令の遵守が求められていることから、市は、財産区管理会に対して事務がより適正に行われるよう必要に応じて助言を行われたい。